平成26.12.16 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科長適任者選考規程(以下「規程」という。)第6条 第2項の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科長適任者選挙管理委員会(以下 「委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(設置の時期)

第2条 委員会設置の時期は、規程第2条第1項第1号の場合は任期満了の4月以前、同項第2号及び第3号の場合は、該当する理由が生じてから2週間以内とする。

(構 成)

- 第3条 委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 教授 2人
  - (2) 准教授又は講師 2人
  - (3) 助教 2人
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員に欠員を生じたときは、保健学研究科長(以下「研究科長」という。)が新たに 任命して補充する。

(任期)

第4条 委員の任期は、研究科長適任者が研究科長として発令される日までとする。

(委員会の運営)

- 第5条 委員長は,委員会を招集し,その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員4人以上の要請があるときは、直ちに委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会の決議は、出席委員全員の一致を原則とするが、やむを得ないときは、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(委員会の任務)

- 第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 選挙有資格者名簿の作成,確認及び公示
  - (2) 選挙の期日及び投票場所の決定及び公示
  - (3) 投票及び開票の管理
  - (4) 投票効力の判定
  - (5) 教授会への報告及び選挙結果の公示

(6) その他選挙に関し必要な事項

(日 程)

第7条 選挙日程は,委員会が別に定める。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附則

- 1 この細則は、平成26年12月16日から施行する。
- 2 群馬大学大学院保健学研究科長候補者選挙管理委員会細則(平成23年4月1日制定) は、廃止する。